

## コロナ禍の外国人労働者の現状と課題

岩 下 康 子

### Current Situation and Issues of Foreign Workers under COVID-19 Infection

Yasuko Iwashita

#### 1. はじめに

2019年12月、日本社会では労働力不足が喧伝され、多くの外国人労働者が入国した。その様子を外務省が公表する査証発給統計からみても。2019年に発給された査証総数はおよそ827万件で、そのうち短期滞在と通過ビザを合わせると約770万件、残りの約57万件に就労、留学、公用、配偶者ビザなどの特定ビザが含まれている。後者の内訳をみると、最も多いのが技能実習で約19万件、次いで留学の約12万件、興行と技術・人文知識・国際業務（以下、技人国）ビザがそれぞれ約4万5千件となっている（外務省、2020）。

そのわずか1か月後に、現在も続く新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ感染症）との闘いが始まる。期待や希望をもって入国してきた外国人労働者の方々や留学生にとっては、晴天の霹靂ともいべき事態に、多くの混乱と事件が発生する1年となった。

日本国内では、1月16日に初の感染者が確認され、その後、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における集団感染が判明したのが2月5日である。その頃中国では、およそ1,000床の大規模病院を10日間で完成するというマジックショーを見ているかのようなニュースに驚きつつも、国内では悲壮な切迫感までは漂っておらず、傍観者のような感覚があった。2月後半になるとマスクの着用要請が始まるが、当時は現在の状況などまるで思いもよらなかったことだ。

着用要請と共に市場でマスク流通が滞り、思わぬ高値で取引されるような事態に発展する。スーパーの棚から一気に衛生関連の品が消え、輸出入が途絶えると途端に市場が混乱に陥るといふ脆弱な日本の一面を叩きつけられる。そして、2月27日、全国の小中高等学校に対し、突然の一斉休校が要請された。1年の締めくくりであ

る大切な時期に、何の前触れもなく、感染者の出ていなかった学校教育が中断されることになった。感染症のリスクが解明されていない中、児童生徒の生命を守るための措置は必要だったと思われる一方で、あまりにも突然に居場所を奪われた児童生徒とそのケアに当たる保護者の日常が変貌した。

一方犠牲になった人々の陰で、国民の意識は大きく変化した。家で過ごさねばならない児童生徒たちのケアと仕事の調整が求められ、リモートワークへの転換が急ピッチで進んだ。その後、3月11日にはWHO（世界保健機構）がパンデミック宣言を出し、日本では4月7日に7都道府県に対して、さらに16日には全国に緊急事態宣言が発令された。私たちの生活は、ウイルスという見えない存在によって、人と地域、そして国を分断するという世界を一変する事態に見舞われたのだ。2020年12月現在、コロナ感染症は拡大し続け、終息という遠い先のゴールは見えない状態の中にいる。

本稿では、1年にわたり影響が続いているコロナ禍における労働市場で、最も底辺にある外国人労働者の実情について考察する。その際にリーマン・ショック時との比較を行いながら、現在の外国人労働者の様相とその影響について事例を挙げて述べ、中でも技能実習生や技人国ビザで入国してきた方々の現状から日本の労働者受け入れ政策について考察する。さらに外国人女性が抱える問題からリプロダクティブライツに関する議論への提起を行う。

## 2. リーマン・ショックとコロナ・ショック

### 2-1. リーマン・ショック

2008年のリーマン・ショックとは、アメリカの投資銀行であるリーマンブラザーズが破綻したことを起点とし、世界的な株価下落・金融危機が発生したことを指す。そのきっかけは、低所得者を対象としたサブプライムローンにあり、2001年から規制緩和を受けて開始した高金利住宅ローンは、低所得者にも「夢のマイホーム」を提供する一方で、際限のない住宅ローンが商品として証券市場に売買されることとなった。地価は上がる、という固定観念により住宅ローンに手を出した低所得者層は増大し、地価が下がり始めると、彼らはローン返済に窮するという当然の帰結を迎える。この住宅ローンは、様々な証券に組み入れられていたため証券市場は焦げ付き、リーマンブラザーズの負債総額は約64兆円という史上最大の倒産となった。

一企業の経営破綻がなぜ全世界に広がったのかの詳細については、ここでは割愛するが、当初、この債券に深く関与しておらず大きな影響はないと考えられていた日本においても、世界中の投資家による不安感の矛先が円買いに向かい、大きな影響を受けることになる。

米ドルが売却され円高が急速に進み、日本の輸出産業が大きな打撃を受けた。バ

ブル経済の崩壊以降、急速に拡大した非正規労働者が大量に解雇され、文字通り路頭に迷う事態が発生する。多くの企業が、雇用の調整弁として非正規雇用の導入を推進していたことが生活者を直撃した。2008年末の調査では、雇止めが25万人となり、その多くは非正規労働者であったという。この時の失業率は過去最悪の5.7%を記録している。

当時国内で働く外国人労働者はおよそ50万人と言われているが、そのうち3割強の16万人が派遣労働者として働いており、こういった脆弱な立場にいる者から順次解雇されていった。2008年の外国人労働者の内訳をみると、身分に基づく在留資格が約46%、技能実習生等の特定活動<sup>\*1</sup>が約20%、専門的・技術的分野が約17%となっている（厚生労働省）。産業の内訳としては製造業が40%を占め、次いでサービス業20%となっており、労働集約的な産業で働く外国人労働者が多いことが分かる。

身分に基づく在留資格を持つ日系ブラジル人は、就業に制限はない。多くは日本語能力に問題を抱えながらも、職場の移動が自由なためより時給の高い都市部に集まっていた。語学を必要としない工場労働者として勤務していた日系ブラジル人は、リーマン・ショック時に多くが解雇され、日本語ができないことから支援に繋がることも少なく、また次の雇用先を探すことも難しいという事態に陥った。政府は2009年に日系外国人労働者に対する帰国支援事業を開始し、一人当たり30万円を支給することを条件に、母国に帰国してもらい、当分の間再入国を認めないという措置を講じている。これにより帰国した人は約2万2千人、制度を利用しない人の帰国も進み、在日ブラジル人数はその後5年でリーマン・ショック前の3分の2までに減少した。

一方で、この時期に増加し始めていた技能実習生数は、変化することなく主に地域の地場産業などで導入され、労働力不足というもう一つの要因に後押しされて急速に増加していく。職場移動の自由がない技能実習生は全国各地に配置されているが、このリーマン・ショックを機に、日系労働者にとってかわるようになり、企業にとっては、より安価な労働力として労働階層の末端に位置付けられていくことになる。

2010年に入出国管理及び難民認定法（以下、入管法）が改正され、技能実習生の入国1年目を研修と位置付けて、建前上座学とされていたが実質労働に当たっていた実情を汲み、3年間の労働関係法令を適用する技能実習を新設する。また、技能実習生の法的保護に必要な情報等に関する講習などが義務付けられることとなったが、違反に対する罰則規定などはなく、その後も度重なる人権侵害は全国で発生する。

## 2-2. コロナ・ショック

コロナ感染症による経済悪化は、金融危機ではなく、ウイルスの感染拡大を防ぐために政府が人の動きを止めたことに基因する。世界では各国政府が国民に外出や店の営業を禁じ、日本では自粛が要請された。海外では違反者に罰金を科す国さえ出てくるほどで、モノを売り、人にサービスを提供して生計を立てていた人々は、生活の糧を失いたちまち困窮状態に陥った。これにより、経済活動が停滞し、業績の悪化から事業を縮小する企業や倒産に追い込まれる企業が後を絶たず、失業に至る人も続出した。

東京商工リサーチによると、2020年上半年期（1～6月）の全国の倒産は約4,001件となっている。リーマン・ショックが起きた2008年9月からの5カ月間の約6,800件と比較すると少なく、昨年比においても+0.27%と若干上回る程度だ。金融危機とされるリーマン・ショック時は、金融機関や不動産会社など、比較的大きな会社の倒産が目立ち、そのため男性の失業率が高かったことが記録されている。今回は外出をする人が減った影響で、ホテルや旅館、飲食店などの倒産が多くなっている。これらの産業では、女性や若年層が多く従事していることが前回とは異なる点である。

コロナ・ショックとリーマン・ショックを比較すると、今回のほうが質的には悪性の不況ではないかと考えられる。「ヒト・モノ・カネ」という経済の3要素のなかで、リーマン・ショックでは「カネ」が、コロナ・ショックでは「ヒト」と「モノ」の動きが止まった。リーマン・ショックの余波は、金融機関から海外の景気悪化、そして遅れて日本の企業、とりわけ中小企業とそこで働く人々の所得に悪影響を及ぼしたが、そこに到達するまでには一定の時間を要していた。

一方、コロナ・ショックは非常にスピードが速く、感染は2、3か月の間に世界同時に発生し、特に観光、運輸、外食、イベントなど特定の業種が壊滅的な打撃を受けている。産業別にみると、リーマン・ショック時には、主として製造業の輸出、設備投資などが悪化したものの、個人消費はそれほど落ち込んではいない。しかし、今回は感染症拡大防止に向けた経済活動の自粛により国民全体の家計に影響が及び、グローバル市場での経済の停滞により企業も業績を悪化させるという状態に陥っている。

このサービス業の不振というのは、翌年取り戻すことができる類の消費活動ではないため、サンクコストとして消去されてしまう利益を意味する。ここにもリーマン・ショック時とは違う経済の落とし穴があると言えよう。2019年の訪日外国人観光客は3,000万人を超え、過去最高益をたたき出していただけに、このギャップはあまりにも大きい。そして、その失われた2020年の消費は、決して戻ることはない。

さらに、コロナ・ショックでは、低所得者層ほど大きな打撃を受けていると主要経済紙はどこも断言する（日本経済社、東洋経済社他）。

UNDP（国連開発計画）の推計によると、世界の教育、健康、生活水準を総合した尺度である人間開発指数は、1990年の統計開始以来、2020年に初めて低下する恐れがあるという（UNDP, 2020）。富裕国も貧困国も含め、すべての地域の大多数の国でこの指数の低下と、世界の一人当たりの所得は4%程度減少するであろうと予想されている。世界銀行は、世界中でおよそ数千万人が極度の貧困に陥る可能性があると警告しており、国際労働機関（ILO）は、今後数カ月間に労働人口の半分以上が職を失う可能性があると予想している。さらに、世界食糧計画（WFP）によると、このまま感染症の影響が長引けば、2億6,500万人もの人々が危機的なレベルの飢餓に直面するであろうと警鐘を鳴らしている。

世界全体を見渡しても、国力に余裕がある国は一時支援金や社会福祉政策の強化によって、国民の生活を守ることが可能だが、貧しい国においてはその余力がなく、適切な保護を受けることのできない人々、特に、インフォーマル経済に依存している人々、女性、障がい者、難民など脆弱な立場にある人々が大きな打撃を受けている。

国と国との交易が閉ざされたとはいえ、感染症対策は一国で完結できるものではなく、国境とは無縁だと考えなくてはならない。日本も現在、国内での対策に終始しているが、近隣諸国をはじめ世界全体の動向にも無関心ではいけない。すでにコロナ変異種ともいわれるウイルスが欧米から侵入しており、国境を完全に閉ざすことは不可能であることを突き付けられている。

### 2-3. コロナ禍の階級闘争

リーマン・ショックにおいて、私たちは企業中心社会の中で階級闘争を経験した。従来労働者は、雇用者という支配層に対し、自らの権利を求めて闘争を挑むことが階級闘争として認識されている。しかし、21世紀に入ってから、この階級闘争は逆行しており、新自由主義という名のもとに支配層からの労働者搾取にとって代わっている。新自由主義社会の中に労働者層が溶け込んでしまったために、自らの権利に無頓着になってしまったことが背景にある。

企業は雇用の調整弁として登用した非正規労働者を切ることによって、社会責任を問われることなくその存続を命題とし経済危機を乗り越えようとする。企業の目的は資本の増殖であり、よりよい暮らしや生活を守るのではなくなっている。好景気の時の派遣業者は、自由で効率的な労働の在り方を提供する一方で、経済危機下においては労働者から搾取した上に、労働者の解雇を率先する存在でしかなくことを露呈する。また、企業責任を派遣会社に被せることで、調整可能な人員を募るといふ企業がかくも増えたその先にあるのは、不況での人員解雇である。リーマン・ショック時に派遣切りが横行して社会問題化し、派遣をめぐる闘争は長く続けられ

てきているが、多くは資本家にすり寄った判決と、わずかな権利が労働者に付与されたにとどまり、コロナ禍を迎えてしまった。権力者に従順な労働者として飼いならされ続け、経済成長と共に暮らしは豊かになると信じ続けた結果、コロナ・ショックで犠牲を強いられることになった。

コロナ禍では対面サービスを行っている業種ほど打撃を受けていることは前述したが、所得格差も拡大していることが分かっている（大久保，2020）。これまでの経済不況と違い、コロナ感染症対策として社会全体でリモートワークが推進され、デジタル化が進んだ。そこには、デジタル格差も存在する。大久保（2020）の調査によると、所得が高くなるにつれてリモートワーク率が上昇し、低所得層のリモートワーク利用率は相対的に低いという。この背景には、現場での労務を必要とする業務、肉体労働などのリモートワークにそもそも合致しない労働、リモートワーク環境の設定に予算を割くことができない中小企業および個人の存在があり、所得格差とデジタル格差が連動していることも明らかとなった。

さらに、菊池（2020）は、最も危機に脆弱なタイプの仕事に就いているのは、性別では女性、教育水準では大卒未満、雇用形態では非正規雇用、といった所得水準が相対的に低い層にコロナ危機が集中しているという調査を発表した。とりわけ、雇用形態別では正規雇用者のうち17%に対し、非正規労働者のうち44%が脆弱なタイプの仕事に就いているという。

厚生労働省は、コロナ感染症拡大に関連する解雇や雇止めについて、2020年12月11日時点で見込みを含め7万6,543人だったと発表した。そのうちの6割を非正規労働者が占める。業種別では製造業が1万5,310人で最多となり、飲食業が1万902人、小売業が1万272人、宿泊業が9,542人、労働者派遣業が5,064人と続く。

これら非正規労働者の中には、多くの外国人労働者が含まれている。低所得層の最底辺に位置しているのが技能実習生、そして技人国ビザの就労者や留学生が当てはまる。経済回復後にもかかわらず増加している日系労働者も例外ではない。地域や社会のセーフティネットを持たない彼らの窮乏は、表に出にくい上に急激に深刻化する性質を持つ。言葉の壁から行政支援に行き届かず、犯罪に手を染める人も出始めている。次章では、筆者が相談業務に当たった事例をいくつか挙げ、現状と課題を提示する。

### 3. コロナ禍の外国人労働者

#### 3-1. 技術・人文知識・国際業務ビザ

技人国ビザの取得がここ数年で急増している。このビザの取得には次のような規定がある。技術は、システムエンジニアや設計士などがこれを取得できると考えられるが、職務に関連した自然科学系の専攻科目を履修し、大学（短期大学を含む）

を卒業していること、職務に関連した職務経験が10年以上あることが要件となる。人文知識は、財務、会計、マーケティング、営業などがこれを取得でき、職務に関連した人文科学の専攻科目を履修し、大学（短期大学を含む）を卒業していること、また、職務に関連する職務経験が10年以上あることとされている。最後に、国際業務についてだが、通訳、翻訳、語学指導、貿易業務、海外営業などが主たる業務とされており、職務について3年以上の職務経験があることを要件としている。ビザの要件を勘案すると、理系、文系における専門的知識をもつ方々が取得するホワイトカラー分野のビザの一種であるといえる。

今回、このビザを取得して来日した方から多くの相談を受け、このビザが内包する課題を知ることができた。技人国ビザの多くは、日本の派遣会社と雇用契約を結び、派遣先の企業へと送られる派遣労働者に付与されている。母国の大学を卒業している場合だと日本語をそれほど理解することなく、ブローカーを経由してビザを付与され、技能実習生に近い状況があることも分かった。派遣会社から実費で寮の世話をしてもらうことから、住居の心配は少ないが、仕事を失うと住まいを失うというリスクも併せ持っている。

#### ① 技術ビザのベトナム人Iの相談

8月、SNSを通して、ベトナム人Iから助けてほしいという連絡を受けた。Iは、留学生として来日し、日本の短期大学を卒業後、技術ビザを取得し、派遣会社を通して鉄工所に勤務していた。留学先で知り合った同郷の女性と結婚し、連絡してきたとき妻は妊娠5か月を迎えていた。コロナによって鉄工所の仕事が激減し、収入は休業補償の60%に頼らざるを得なくなっていた。政府の雇用調整助成金によって100%の給与支給も可能なはずだが、派遣会社によってはこの適応を受けない会社も少なくなく、こうした中で派遣労働者は、わずかな休業補償で生活を切り盛りしなくてはならなかった。しかし、驚いたのはIの手取り額だった。日本人と同格かそれ以上と言われているはずの給与だが、通常の手取りが15万円前後で、新卒の初任給よりも低いことがわかった。ここから家賃・光熱費・病院の受診費用等を賄っているという。ホワイトカラー職の前提で雇用されているにも関わらず、技能実習生とそれほど変わらない現状を知って驚いた。休業補償中は6割になるため、10万円に満たない収入からやりくりしなくてはならない。妻の希望で、母国への一時帰国出産を大使館に申請し、Iには社会福祉協議会等の生活福祉資金などの貸与制度を利用することを勧めた。食料調達などで何度か関わり、その後の状況についても注視していたが、12月に妻の帰国が決まり、母国での出産に至っている。Iは現在も必死に仕事を探している。

## ② 技術ビザのベトナム人 M の相談

10月、SNSを通してメッセージが届いた。「コロナの影響で仕事が減り転職したが、前の会社が給与を振り込んでくれない。」という。早速事情を詳しく聞きに出向いた。ベトナムの大学を卒業して間もなく日本に来た M は日本語がほとんどできないため、同居人のベトナム人の方に通訳をお願いして話をした。2019年9月に技術ビザで来日し車の部品工場で働いていたが、コロナの影響で仕事が減り、派遣会社からは新しい仕事の斡旋も難しいと言われたのが3月のことだという。そこで、M はネット情報を駆使して自力で新しい派遣会社を探し出し、翌月には転職に成功する。しかし、新しい転職先はパワハラが横行し、社員が定着しない会社であることが判明する。M も尋常でないパワハラをうけ、精神的につらくなり、さらなる転職を試みる。このコロナ禍で2度の転職に挑む M の行動力には感嘆するが、転職には成功したものの9月末まで働いた給料が振り込まれていないことに気づく。M は会社に連絡し、給与の振り込みを要請するが、会社は取り合ってくれなかったという。そこで間に入って交渉することになり、何度か電話やメールをすることで、ようやく給与が振り込まれるという結果に至る。

日本語ができないことを盾に取り、退職した人の給与を踏み倒そうとするなど悪質極まりない。外国人労働者にとって言語の壁は非常に大きいことも改めて実感する。M は、給与が振り込まれたことで、「解決したので満足した」と言っているが、この企業には余罪の可能性も否定できず、引き続き目を光らせている。

## 3-2. 留学生・特定技能・技能実習生

### ③ 留学生からの相談

6月、広島県内の留学生から連絡を受けた。3月に大学を卒業し、その後就職先が見つからず、就職活動のために特定活動ビザを入手したが、このビザは就労不可となっており、生活に不自由しているという。特定活動には就労可と就労不可の2種類あるが、このような事態に陥ることはわかっている、なぜ入管が就労不可を付与したのか理解に苦しむ。該当留学生は英語で学位を取得しており、日本語力がないことから就職先も見つからないままである。食糧支援を行い、就職活動の支援を継続している。

### ④ 特定技能モンゴル人からの相談

10月、特定技能1号で働くモンゴル人女性から連絡を受けた。山口県の観光地でホテルに勤務しているという。3月以降仕事らしい仕事はなく、雇用調整助成金によって一定の額は保障されていることから生活には問題ないが、働くことに喜びをもっていただけに、無為の日々はつらく苦しいといい、転職の相談を受けた。語学



力のある方で、特定技能ではホテル以外にも飲食業で合格しており、こちらでの仕事も希望していたが、状況的に、ホテル業、飲食業とも最悪の事態に陥っている中で、彼女の仕事探しは行き詰っている。

#### ⑤ 技能実習生からの相談

建設業に勤務する技能実習生から複数相談が寄せられている。コロナ禍であろうとなかろうと、この業界の暴力事件は後を絶たないのだが、今回も同様に、勤務先で暴力や暴言を受けているというものだ。そして、このような会社の大半において賃金のごまかし等も散見される。Tは、暴力を受けたのちに転籍の意向を示したところ、強制帰国させられようとしていた。強制的に帰国同意書にサインさせられ、帰国寸前のところで支援者と繋がり、現在移籍にむけた交渉を行っている。

Fは、暴行を受けた際の傷が元で頭痛に悩まされているが労働災害が認められていない、という状況にある。すでに企業からは解雇され、しかも自己都合退職届に無理やりサインさせられるという常套手段が用いられ、失意の中にある時に支援者に繋がった。現在、こちらも労働災害、及び転籍支援の方向で交渉している。

日本語表記の難しい書類を提示し、日本人数名とその腹心の通訳で取り囲み、無理やり書類にサインするような手口が技能実習現場ではまかり通っている。出国時に、技能実習期間を残している場合には、入管で確認手続きがあることから、自己都合で出国するという書類が必要なためだ。制度の趣旨に則り、技能習得に尽力されている方も一定数いることは承知しているが、罰則を定めても法の抜け道をついた悪質な事例は、こうやって後を絶たないのが実情だ。

そのほか、技能実習期間を終え引き続き日本で働きたいが仕事がないという相談や、帰国したいができないのでそれまで何とか生活できるだけの収入を得たい、という相談が舞い込んでいる。この時期、新規の仕事を見つけるのは非常に難しい。登録支援機関でもない筆者などが企業に依頼電話をかけるとけんもほろろな対応で終わることも多い。技能実習生については、その期間を終了したとはいえ、帰国するまでは監理団体が彼らのサポートを行うべきだが、その責務を放棄している団体は少なくない。監理団体の責任については、早々に議論を開始すべきであると考えている。監理団体のサポートが手厚いところでは転籍も速やかに行われており、この団体の力量にも技能実習生は左右されている。

一方、帰国希望者には、帰国便を待つ間の経済的保証がなく、衣食住に困窮するという事態が発生している。こういった人たちを支えるのは、本来、監理団体や外国人技能実習機構（以下 機構）の責任であろうと思われるが、対処しきれていない。機構では、2019年末時点で全国389カ所に行き場を失った技能実習生を保護するシェルターを設置している。しかし、その宿泊支援件数は2020年3月末時点で稼

働しているのは71件に過ぎないことがわかった。技能実習生が問題を表出している時にはすでに追い詰められた状態であるにも関わらず、機構の対応が遅いことや部署のたらい回しであることがすでに技能実習生たちの間でも共有されており、民間の支援団体に頼ることの方が多いのが実情だ。

2020年9月末時点における厚生労働省調査では、コロナ感染症の影響で解雇された技能実習生は、約3,700人にのぼるといふ。その後も、この数は増加していると考えられる。そして、技能実習生だけでなく、技人国ビザをはじめ就労によって生計をたてていた留学生などを含む外国人労働者は、日本全国に点在する。彼らを単に一時的な労働者として見過ごしていくのか、一人の地域社会の成員として包摂し、将来の日本国内外の社会経済の発展のための人材として捉えていくのか、日本社会がコロナ禍で試されていると言えよう。コロナ禍で試されている。

さらに、このコロナ禍では、立場の違う労働者たちが個別に窮状を訴えているが、彼らの結束と労働者としての権利回復に向けた根本的な活動が必要ではないかと考える。奪われた階級闘争のイニシアティブを取り戻し、その地位の向上に繋げていかななくては不況のたびに同じことが起こる。そして、その結束の中に外国人労働者を包摂していくことができるかどうか、大きなカギであるといえる。それぞれの立場は違い、抱える問題も異なる者同士の連帯こそが、人権尊重の再確認に繋がると考える。

#### 4. 外国人女性労働者のリプロダクティブライツ

妊娠出産という出来事は、日本人女性であっても、日本社会の中で様々な制約を受けることや損失を被ることは少なくない。生命の誕生は歓迎すべき祝祭である一方、自らを縛る足枷となったり孤立に追い込まれたりすることにも繋がる。行き詰った女性たちが孤立出産の後、乳児を遺棄するという痛ましい事件がコロナ禍では大きく取り上げられている。その中でも、技能実習生の妊娠に焦点をあてて事件を俯瞰し、その問題点を考察する。

##### 4-1. 技能実習生の妊娠出産をめぐる事件

###### ① 富山県の事例

技能実習生の妊娠について大きく取り上げられたのが、2010年、富山県で起こった強制帰国未遂事件である。来日した技能実習生Gは、富山の食品加工会社に勤務していたが、翌年妊娠が判明した。監理団体はむりやりGを空港に連れていき強制帰国させようとしたが、Gの抵抗によって帰国は阻止された。しかし、その後Gは流産するという悲しい結末を迎える。強制帰国に動いた前提には、Gの母国の送り出し機関で交わされた技能実習中の妊娠禁止規定事項がある。裁判所は、これ

を「不適切な契約内容」「実習制度の趣旨と公序良俗に反する」と指摘し、Gの解雇を無効とした。さらに帰国の強制と流産の因果関係も認定し、食品加工会社と監理団体に損害賠償と未払い賃金の支払いを命じた。

遅きに失した感否めないが、この事件から数年後の2019年ようやく法務省から「妊娠等を理由とした技能実習生に対する不利益取り扱いについて」という注意喚起が出された。技能実習生には労働関係法令が適応されることから、婚姻、妊娠、出産等を理由として解雇やその他不利益な取り扱いをしてはならない、と明言するが、こういった内容は雇用者にも技能実習生たちにも浸透していないのが実情だ。

#### ② ベトナム人技能実習生 Y の事例

2018年11月、入国間もなく妊娠が発覚したベトナム人技能実習生 Y は、勤務していた製紙工場と監理団体から、こう告げられる。「中絶するか、強制帰国かのどちらかを選べ。」Y は、「子どもは産みたい。でも、日本で働いて借金を返したい。」と追詰められて失踪した。首都圏の民間シェルターに保護され、出産までの日々、就労もできず過ごすことになった。母国にいる相手の男性からは、子どもの認知について否定されているともいう。Y には、100万円の借金だけが残っている。

#### ③ 中国人技能実習生 S の事例

2019年1月、川崎市の食品加工工場で中国人技能実習生 S は、生まれたばかりの乳児を遺棄したとして、保護責任者遺棄の容疑で逮捕された。2018年から同工場で技能実習をしていた S は、来日前に妊娠していることに気づいたが、来日に当たり求められていた保証金も支払っており、渡航の日程も決まっていたことから予定を変更せずに来日した。S の妊娠については、周囲は誰も気づかなかったという。会社の寮で一人で出産したのち、S は近隣の民家にそと乳児を置き、翌日から仕事に戻っている。すぐに発見された乳児は、無事に近隣の人によって発見、保護される。刑事起訴された S は、懲役1年半、執行猶予4年の判決を受けた。その後、S は技能実習継続を希望したが、法務省の在留資格変更許可申請が不許可となり、帰国を余儀なくされている。

#### ④ コロナ下での事例

コロナ禍では、予期せぬ妊娠などの事情を抱える若年層が国内でも増えている。外出自粛の余波を受け、家にこもる時間が増えたことや、アルバイト収入の減少を埋め合わせるための小遣い稼ぎに会い系を利用して、性被害にあうケースなども見られている。技能実習生の場合は、孤独感を埋めるためや仕事が減ったストレスなどのはけ口から、正しい避妊の知識のないまま性行為を行うことが指摘されてい

る。もう一方の当事者である男性がその責任を分かち合い支えていれば、痛ましい事件は防げたかもしれない、と今更ながら思われてならない。

2020年4月、岡山県のベトナム人技能実習生が、墮胎薬を服用して妊娠5か月の胎児を自宅トイレで排出し遺棄したことで逮捕された。「妊娠したことが分かれば、技能実習を続けられないと思った。」と彼女は答えている。

2020年11月、広島県東広島市で乳児の遺体が見つかった。遺体を遺棄した容疑で逮捕されたのはベトナム人技能実習生だった。誰にも相談できず、一人でずっと悩み続けたと思われる。医療機関に通った形跡はなく、周囲の誰も彼女の妊娠に気付くことさえなかった。この技能実習生は、2020年1月に来日したばかりで、野菜の収穫などに従事していた。真面目な仕事ぶりは評価されている一方、日本語はほとんど理解できなかった。死産ではなく、乳児の死因が母親の放置にあることから、容疑は死体遺棄・傷害致死に該当するとされる。

同じ頃、熊本県でも、ベトナム人技能実習生が双子の新生児の遺体を放置したとして、死体遺棄罪で起訴された。調べに対し技能実習生は、「妊娠がばれたら、ベトナムに帰らなければならないと思った」と供述している。

#### 4-2. 事件から見える制度の課題

彼女たちのしたことは決して許されることではないが、本来、彼女たちが望んだ結果でないことは自明である。多額の借金があるために、とにかく日本で働いてお金を稼がないと、母国に戻っても地獄が待っている。「従順な労働者」であることを求められ、八方塞がりの中で出した苦渋の選択の結果でもある。これらの事件から見える根本的問題は、技能実習制度そのものが内包するものであるといえる。一人の人間としてではなく、安価な労働力として入国を許された彼女たちには、女性として、母として生きる自由は3年間奪われる、ということに行きつく。一方で、様々な制約を付され、彼女たちは生殖の権利を持たない存在として、日本社会に問題提起しているともいえる。それは、日本女性も抱える性と生殖の権利を包含するリプロダクティブライツの認識と議論の必要性に言及する。

リプロダクティブライツは、中絶の問題だけにとどまらない。生殖という女性の身体に起こる様々な変化について、女性自身が自らの権利として持たない歴史を持つ日本も、その議論の整合性に欠ける。外国人女性の場合は、母国における性の価値観の違いも考慮する必要があるだろう。例えば、ベトナムでは、学校教育で性教育はほとんど行われず、若年層の性に関する知識は乏しいと言われている。一方、ベトナムは中絶数が世界でも最も多い国の一つでもある (VIET JO, 2014)。中絶費用は比較的低価格であることも要因だと思われるが、意図しない妊娠による中絶数は極めて多い。また、薬局では墮胎薬といわれる薬が気軽に購入できるという。だ

からと言って、ベトナムの人々が生命を軽んじているというわけではない。そこには、古くからある家父長的価値観や文化及びステレオタイプのジェンダー規範が残っており、日本同様男女平等とは程遠い現状にある。これらの外国人女性の問題は、日本社会が女性の権利を軽視する現状を反映していることは直視すべきである。日本で働く一人の人間としてとらえ、全ての女性のリプロダクティブライツを含めた議論を国内で深めていくことが望まれる。

## 5. おわりに

多くの技能実習生たちは、入国当初、多額の借金を抱えてはいるが、新天地に対する夢や希望にあふれていたはずだ。故郷の家族の期待を背負っての出国時、空港での別れの儀式はいつも誇らしげな笑顔で溢れている。その場面に何度も遭遇するたびに、その前途が明るいものであるようお願い続けてきた。職場移動の許されない技能実習生は、配属された企業でその後の3年間が決まるといっても過言ではない。当たり外れに翻弄されながらも、遅しく生きている姿に、日本経済はどれだけ助けられ支えられているか、一人ひとりの国民が生活物資の流通を思い描く努力をしなければ、彼らの抱える問題解決に至ることは難しい。

また、2019年から始まった新在留資格特定技能の導入が進まない中、規制緩和によって多くの技人国ビザを持つ方々が、コロナ禍で苦境に立たされている。優秀な人材の登用というよりは労働力不足を補うために雇用されている現状がここにも見られている。リーマン・ショック時の反省は生かされておらず、雇用の調整弁として派遣労働者（非正規労働者）の多用はますます広がりを見せている。国内における外国人労働者に対する支援政策や統合政策は、形式的な議論ばかりで、実際には機能していないことにも目を見開いて向きあう必要があるだろう。

2020年から引き続くコロナ・ショックによる仕事の激減や解雇によって、労働市場の底辺にいる方々の生活が脅かされる事態に発展している。本論では、筆者が相談業務に当たった事例をもとに、外国人労働者の方々が置かれている状況と女性労働者の問題に言及した。技能実習生においてはその制度に根本的な問題があることが、コロナ禍によってさらにいっそう表面化したにすぎず、今一度制度の改廃について議論する必要について提案する。同時に、女性のリプロダクティブライツについても、日本社会全体の問題として議論されることが重要だと考える。

国際社会においては、SDGsの理念が浸透し人権への意識が高まる中、日本の外国人労働者に対する強制労働や差別、ハラスメントなどの問題について批判は強まっており、国家としての姿勢にも厳しい目が向けられている。

政府の対応が進まない中、国際協力機構（JICA）と、持続可能なサプライチェーンの推進を行う一般社団法人「ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステイ

ナブル・サプライチェーン (ASSC)」が共同で、「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム (JP MIRAI)」を設立した。外国人労働者の人権を保護し、労働・生活環境を改善、外国人労働者が働きがいを持って活躍することができる社会の実現を目指すための枠組みである。大手企業や研究者との連携も含めた組織のスタートである。この団体が目指す活動内容は、これまで民間の支援団体が実施してきた相談業務に加え、外国人労働者の受け入れに関わるあらゆるサプライチェーン団体への啓発事業を含む総合的な活動を視野に入れている。点で行われていた支援活動を線で結んでいく包括的な活動が立ち上がることには大きな期待が寄せられている。

コロナ禍では非正規労働者、とりわけ外国人労働者たちの生活が脅かされる事態に差し迫っている。今後は、彼らを含む労働者たちの結束が、格差社会に突き付けられた新たな闘争の原動力となり、その中で、外国人労働者の支援や政策も議論されるべきだと考える。立場の違いを超えた連帯は人権尊重の再確認に繋がり、多文化共生への大きな前進であると確信している。

\* 1 : 2008年時点では、1年目を研修生、2、3年目を技能実習生とする研修生・技能実習生制度として運用されていた。当時1年目の研修生には、労働関係法令は適用せず、その賃金も研修手当という名のもと、月5、6万円平均という少額であった。この時の在留資格は「特定活動」である。2010年の入管法改正以降、3年間の技能実習生として在留資格「技能実習」が創設され、3年間に渡って労働関係法令が適用する労働者として認められるようになる。

#### <参考文献>

- 伊佐智子 (2009) 「わが国のリプロダクティブ・ライツをめぐる問題状況と議論状況について」, 社会と倫理, 第23号, pp. 57-72.
- 岩下康子 (2017) 「広島県における技能実習制度の課題」, 文教グローバル第2号, pp. 17-28.
- 大久保敏弘 (2020) 「コロナショックが加速させる格差拡大」, NIRA 総研オピニオンペーパー, No. 53.
- 外国人技能実習機構・技能実習生に対する支援・保護政策, <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/gi-sien2.pdf>. (2020年11月5日アクセス).
- 外国人技能実習生権利ネットワーク (2020) 実習生ネット通信, 2020春号, 通巻37号.
- 外国人技能実習生権利ネットワーク (2020) 実習生ネット通信, 2020冬号, 通巻38号.
- 外務省 (2020) 令和元年 (2019年) ビザ (査証) 発給統計, 政府統計コード, 00300500.
- 上林千恵子 (2012) 「第5章 中国人技能実習生の出身階層と技能実習の成果」, 経

- 済危機下の外国人労働者に関する調査報告書，公益財団法人連合総研生活開発研究所，pp. 52-76.
- 神山直樹（2020）「コロナ・ショックとリーマン・ショックの違い」，KAMIYAMA Reports, Vol. 166.
- KIKUCHI Shinnosuke, KITAO Sagiri, MIKOSHIBA Minamo（2020）「Heterogeneous Vulnerability to the COVID-19 Crisis and Implications for Inequality in Japan」，REITI Discussion paper series, 20-E-039.
- 今野晴貴（2020）「日本の資本主義とアフター・コロナ」，現代思想，2020年8月号，pp. 35-48.
- 厚生労働省（2009）「外国人雇用状況の届出状況」，厚生労働省職業安定局外国雇用対策課，<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/01/h0116-9.html>.（2020年11月5日アクセス）.
- 巢内尚子（2020）「ベトナム人女性技能実習生と妊娠をめぐる課題—コロナ，継続する性の監視，奪われる権利—」，f-visions, 2020.12, No. 2, pp. 70-73.
- 責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム，<https://jp-mirai.org/jp/>.（2020年1月5日アクセス）.
- 東京商工リサーチ（2020）「半期全国企業倒産状況」，[https://www.tsr-net.co.jp/news/status/half/2020\\_1st.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/status/half/2020_1st.html).（2020年11月1日アクセス）.
- 東洋経済 online 「コロナ禍でも働く低所得者層の葛藤と恐怖」，（2020年4月9日），<https://toyokeizai.net/articles/-/343386>.（2020年4月10日アクセス）.
- 日本経済新聞 「デジタル化，低所得層に打撃コロナ禍で拡大する格差」，（2020年10月15日），<https://www.nikkei.com/article/DGXXZO64981190U0A011C2KE8000/>.（2020年10月16日アクセス）.
- VIET JO（2014）「年間中絶件数100万件，出生100に対し中絶52件」，[https://www.viet-jo.com/m/news/social/print\\_140522092443.html](https://www.viet-jo.com/m/news/social/print_140522092443.html).（2020年11月1日アクセス）.
- 山下孝久（2010）「雇用の現状と雇用対策等をめぐる問題」，立法と調査，No. 300，pp. 103-119.
- UNDP（2020）「Coronavirus vs. inequality」，<https://feature.undp.org/coronavirus-vs-inequality/>.（2020年11月1日アクセス）.
- ルオン・トゥ・ヒエン（2015）「ベトナムにおけるジェンダー政策—その実績と課題」，ジェンダー研究，第18号，pp. 33-51.